

公共工事標準請負契約約款改正に伴う竹原市建設工事執行規則等の改正について

(1) 趣旨

公共工事標準請負契約約款改正を踏まえて、竹原市建設工事執行規則（以下、規則という。）及び建設工事請負契約約款（以下、約款という。）の改正を行いました。

(2) 主な改正点

① 建設発生土の搬出先の明確化に伴う契約書の記載事項について（令和5年2月1日施行）

近年の災害の激甚化・頻発化や不適切な盛土等による土砂災害リスクの増加を背景に、危険な盛土等の発生を防止するため建設発生土の搬出先の明確化が求められていることを踏まえ、契約書に「建設発生土の搬出先等」の項目を追加し、工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合、契約書においては「仕様書のとおり」と記載することとしました。

② 災害復旧工事等における損害の負担について（令和5年4月1日施行）

工事目的物の引渡し前に、不可抗力により工事目的物等に損害が生じたときは、発注者が損害合計額のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担するとされているところ、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担することとし、受注者に請負代金額の100分の1の負担を求めないこととしました。

(3) 適用期間

① 建設発生土の搬出先の明確化に伴う契約書の記載事項についての規則改正は、令和5年2月1日以降に契約するものから適用

② 災害復旧工事等における損害の負担についての規則及び約款改正は、令和5年4月1日以降に契約するものから適用